

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)	
地域名 (地域内農業集落名)	下荒木地域 (第11区、第12区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 13日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下荒木地域は、農業法人と個人耕作者を中心に、米、麦およびWCS並びにレタスなどを耕作している。但し耕作者には入作が多い。地域の農用地等は約87.1haであり、農地台帳に登録された耕作者は141名(平均年齢72歳)であるが、高齢化や後継者不足により、実態は厳しい状況である。
地域の基盤整備は昭和54年から平成4年にかけて実施された県営ほ場整備事業の中で行われているが、米、麦の生産を効率的にするためには面積が小さく、また縁辺部などには不整形地が存在しており、地域として現状の生産体制を維持していくためには、更なる整備が必要だという意見がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、現状と同じく、米、麦及びWCSを中心とした土地利用型農業を想定している。現状と同数程度の耕作者を前提とすると、大規模に耕作を展開する必要があるため、農地の集積と集約は必須である。しかし、地域の後継者問題や農資材、機器の高騰、中心作物(米、麦等)の収益性の課題があり、大規模化は慎重に考える必要がある。今後、効率性を図っていくためには、基盤整備や畦畔除去、スマート農業の環境整備などのハード面と、新規就農者等の確保が重要であり、マッチングや地域情報の発信などを検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

下荒木地域は、過去の基盤整備により地域の住宅地と農用地の棲み分けは行われている。しかし地域の縁辺部には不整形地が存在しており、その活用は検討の必要がある。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
米や麦、WCSの生産を前提とすると、集積や集約が必要であるため、認定農業者や集落営農法人を中心に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の一部(縁辺部など)で基盤整備がされていない不整形地があるため、整備の可否や今後も活用するか休耕地とするかを含め検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の後継者は難しいため、農業に関心のある人(若手に限らず50代以上も)や農大の学生などへ情報発信が出来ないか検討していく。また、市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
入作が多いため、地域の農業自体は維持できているが、10年先の将来や地域内の担い手という点では不足が想定されるため、作業受委託の活用が必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③大規模化を想定した場合、畦畔除去による大区画化に取り組む必要があるが、耕作者の減少も想定すると、スマート農業の導入も見据えた検討が必要である。また、耕作者の減は、将来の担い手の水路や農道、畔などの維持管理の負担増につながるため、この対応も検討する必要がある。